

定 款

株式会社 室津ヨットハーバー

平成 3 年 9 月 11 日	公証人認証
平成 3 年 10 月 1 日	会社成立
平成 3 年 10 月 7 日	定款変更(第 1 条商号の変更)

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社室津ヨットハーバーと称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) マリンレジャー施設の所有、貸借、管理及び経営
- (2) 船艇の保管業務及び保守点検業務
- (3) 船舶の修理、販売並びに賃貸
- (4) 石油製品の販売
- (5) 生鮮食料品、加工食料品、清涼飲料水の販売
- (6) 飲食店の経営
- (7) 土地、建物及び施設の、賃貸並びに管理
- (8) 水産動植物の繁殖保護、その他漁場の利用に関する施設の管理業務
- (9) 前各号に付随又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を山口県豊浦郡豊浦町に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行する株式の総数)

第 5 条 当社の発行する株式の総数は、800株とする。

(額面株式1株の金額)

第 6 条 当社の発行する額面株式1株の金額は 50,000円とする。

類とする。

2. なお株券の所持をを欲しない旨を、当会社に申出があるときは、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式の取扱い)

第 9 条 当会社の株式の名義書換、その他株式の取扱いに関する手続及び手数料等については、取締役会の定めるところによる。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

第 10 条 当会社は、毎営業年度末日の翌日から定時株主総会終了の日までの期間、株主名簿の記載の変更を停止する。

2. 前項のほか株主または質権者として権利を行使する必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止することができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者)

第 12 条 当会社の株主総会は、法令に別段定めのある場合を除き取締役会の決議により代表取締役がこれを招集する。

2. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

2. 代表取締役が事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の
取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席し
た株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使する
ことができる。

この場合、代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事については、議事録を作成し議事の経過及び結果を記載し、
議長及び出席した取締役がこれに記名押印して、これを当会社に保存する。

第4章 取締役、取締役会及び監査役

(取締役及び監査役の員数等)

第17条 当会社の取締役は7名以内とし、監査役は2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任)

第18条 当会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済み株式
総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の
決議によって選任する。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役及び監査役の任期は、就任後2年内の最終決算期に関する定時株主総
会の終了のときまでとする。

3. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。
（取締役会）

第 20 条 取締役会は、取締役をもってこれを構成し、法令又は本定款に定める事項その他当会社の業務の執行を決定する。

2. 取締役会は代表取締役がこれを招集し、その議長となる。

3. 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにかわる。

4. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要する場合はこれを短縮することができる。

5. 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

6. 前各号に定めるもののほか、取締役会に関する事項については、取締役会で定めるところによる。

（役付取締役）

第 21 条 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役若干名をおくことができる。

（代表取締役）

第 22 条 取締役の決議をもって、前条の役付き取締役の中から会社を代表する取締役を定める。

（報 酬）

第 23 条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第 5 章 計 算

（営業年度）

第 24 条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

株主又は質権者に対して支払う。
2. 利益配当金が、その支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは
当社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第26条 当社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式200株とし、1株
の発行価額は、金 50,000円とする。

(最初の営業年度)

第27条 当社の最初の営業年度は、当社成立の日から平成4年3月31日までと
する。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第28条 当社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に
関する定時株主総会終了のときまでとする。

(発起人)

第29条 発起人の氏名、住所及び発起人が設立に際して引き受けた株式数は、次の
とおりである。

額面普通株式 100株 住 所 山口県豊浦郡豊浦町大字川棚6895番地の1

法人名 豊 浦 町

額面普通株式 100株 住 所 山口県豊浦郡豊浦町大字室津下882番地

法人名 室津漁業協同組合

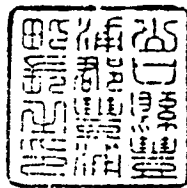
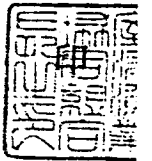
起人が次に記名押印する。

平成 3 年 9 月 11 日

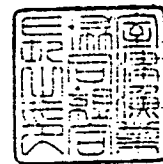
発起人 住 所 山口県豊浦郡豊浦町大字川棚6895番地の1
豊 浦 町
山口県豊浦郡豊浦町長 稲 村

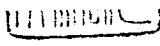


発起人 住 所 山口県豊浦郡豊浦町大字室津下882番地
室津漁業協同組合
理 事 高 倉 茂



第2条中 4字削除





平成3年 第 33 / 号

1

認 証 文

2

上記定款の作成者2名の代理人

3

中 藤 正 志

4

は本職の面前において、同定款の

5

各発起人の記名捺印が真正であ

6

ることを自認した。

7

よってこれを認証する。

8

平成3年 9月 11日

9

本職役場において

10

下関市中之町6番4号

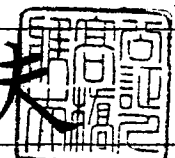
11

山口地方法務局所属

12

公証人 高橋雅夫

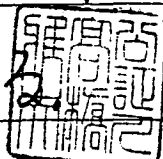
13



本定款第2条中4字削除の箇所が

14

あ



15

16



平成3年10月7日午後4時30分、当会社本店において臨時株主総会を開催した。

当日の出席株主の有する株式の総数は200株であって、当会社の議決権がある発行済株式の総数200株に対し全株に相当するので定款変更に関する臨時株主総会は適法に成立した。

よって、定刻代表取締役会長 稲村 昂は議長席に着き、開会を宣し下記議案を付議したところ、満場一致の決議をもって、原案どおり可決確定した。

記

1. 定款変更の件

定款第1条を次のとおり変更すること。

(商号)

第1条 当会社は株式会社フィッシャリーナむろつと称する。

以上をもって議事を終了したので、議長は閉会を宣した。閉会時刻は午後4時50分であった。

以上決議を明確にするため、この議事録を作り、議長及び出席取締役において、次に記名押印する。



平成3年10月7日

株式会社 室津ヨットハーバー臨時株主総会

議長・代表取締役会長

稲村

昂



出席取締役・代表取締役社長

高倉

茂



出席取締役

浜口 多美男



出席取締役

古川 宏展



出席取締役

教仙 淳己

